

特別定額給付金 申請受付中

給付対象者1人につき

10万円

- 受付期間** 8月19日（水）まで
- 給付対象者** 今年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方
- 受給権者** 世帯主で、世帯単位の支給
- 給付額** 給付対象者1人につき10万円
- 給付金の申請方法**

郵送方式

5月18日から世帯主宛で、申請書類の入った緑色の封筒が郵送されています。

申請書に必要事項を記入押印のうえ、本人確認書類と振込先金融機関の口座確認書類を添え返信用封筒で郵送してください。



緑色の封筒

オンライン方式（マイナンバーカード所持者のみ）※5月11日から受付中

スマートフォンでアプリ「マイナポータル AP」をインストールします。アプリの「ぴたりサービス」で案内に従って申請開始し、マイナンバーカードと口座確認書類をアップロードしてください。（電子署名で本人確認、本人確認書類は不要）

所要時間
5分

給付金の受け取り

申請が受理されたら、決定通知書を申請者に送ります。給付金は5月25日（月）から5月中に2回、6月以降は月3回に分け、順次振り込みますのでご確認ください。

- 本人確認書類 マイナンバーカード / 運転免許証 / 健康保険証のコピー など
- 口座確認書類 金融機関名・口座番号・名義人・支店・支店コードなどが分かる通帳やキャッシュカードの写し ※申請者本人名義の口座

徴収猶予の特例制度があります

新型コロナウイルスの影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

対象者

次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

- 令和2年2月以降の任意期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- 一時に納付し、また納入を行うことが困難であること。

対象税目

令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期が到来する住民税、固定資産税など

申請手続など

納期限（延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

高知県内の情報
ポータルサイト



Kochi
ebooks

高知イーブックス 検索